

第198国会が閉会、いよいよ参議院議員選挙へ

6月26日で国会が閉会しました。重要な予算案、農林水産業の振興発展に向けた「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」、「農業ため池の管理及び保全に関する法律案」、「国有林野の経営管理に関する法律等の一部を改正する法律案」など政府提出法案も無事に成立しました。

これからいよいよ7月4日公示、7月21日投票の日程で参議院議員選挙が始まります。「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るために、同じ志を持った多くの議員が誕生することを期待しています。私は、「農山漁村は日本の命綱」を信条としていますが、「農山漁村は未来への礎」を信条としている私の同志の「宮崎まさお」さんとともに、頑張っ



自民党二階幹事長と共に堅い決意

棚田地域振興法案が成立



棚田議連で法案の概要を説明

6月12日の参議院本会議で棚田地域振興法案が全会一致で成立しました。私が国会議員となって初めて法案作成に主体的に関与した法案です。本法案は、農業生産活動はもちろんのこと、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図るとともに、棚田を核とした一定地域の振興を図るため、各省庁の関連施策をパッケージで集中的に投入することができるよう措置した法案です。

今後、政省令の制定を含め棚田を核として地域振興、地方創生が図られるよう更に制度の充実に努めて参ります。是非とも本法に基づく施策をご活用頂ければ幸いです。



法律の詳細は以下のアドレスから参照願います。

<https://www.shindo-kanehiko.com/各種資料/>

現場の実態や声を大事にしなが

ら取り組めます
今後あらゆる機会をとらえ、全国各地の現場の声を背景に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るため、あくまでも現場主義、地域主義を基本として、国政の中で積極的に活動して参ります。

参議院議員 **進藤金日子**



毎日元気に活動しています。

皆様方の要望等を踏まえ参議院の委員会で質問を行ったり、各種会合等に参加し皆様方の要望等を伺っています。



参議院農林水産委員会でため池法案に関し質問



参議院農林水産委員会で国有林野経営管理法案について質問



参議院東日本大震災復興特別委員会に質問



農業農村整備の集いに全国各地から多くの皆さんが参加



水土里ネット広報女性部会で挨拶



農業高校を応援する講義に参加

198回国会での質疑の様子は、以下のアドレスからご覧ください。

<https://www.shindo-kanehiko.com/活動/>

各地で皆さんと意見交換

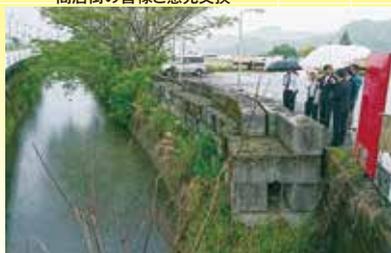
全国各地にお邪魔し、現場の声を伺っています。



参議院東日本大震災復興特委の委員派遣で商店街の皆様と意見交換



次世代園芸団地を視察



高知県下で農業排水に関し現地調査



参議院農林水産委員会で豊洲市場を調査



宮崎まさおさんと一緒に島根県津和野町で農業関係者と意見交換



自民党女性局未来塾で各地の女性議員と意見交換

皆様からたくさんの質問や激励をいただいています。代表的なキャッチボールをご紹介します。



ため池管理保全法が制定されたと聞きましたが、これはどのような法律なのでしょうか。(全国)



近年、豪雨等により多くのため池が被災し甚大な被害が発生していることを踏まえ、農業用水の確保を図るとともに、決壊による災害を防止することを目的に、本法律が制定され7月1日に施行されました。これにより、ため池の所有者や管理者は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。また、都道府県が防災上重要なため池を「特定農業用ため池」に指定します。特定農業用ため池に指定されると、堤体の掘削等には都道府県知事の許可が必要となるほか、所有者が不明で適正な管理が困難な場合は、市町村による施設管理とともに、改修等を都道府県知事が代執行可能となります。



改正国有林野管理経営法では、民有林中心に仕事をしている森林組合であっても、仕事の調整や雇用の確保等国有林の仕事が重要な地域もあり、受注量の縮小や大企業の参入により森林組合が排除されないか心配しております。(国有林地帯で岩手や熊本)



今回の法改正では、現行の仕組みを基本として、新たな需要の確保を前提に今後供給の増加が見込まれる国有林材の一部について、立木を一定期間、安定的に伐採できる区域を設定するものです。入札には、森林組合の参加も可能な仕組みが維持され、また中小事業者が連携して取組むことも可能となることから、心配ないと思います。実際に森林組合等が排除されるような事態が起これば、ご相談ください。



昨年行われた漁業法等の改正を受け、今後どのように運用を進めるか。漁業者の意見はきちんと反映されるのか心配です。(全国)



改正漁業法の施行は、公布後2年以内であり、今後、政省令の改正が行われる予定ですが、資源管理をはじめ漁業者の意見を十分聞いて制度が運用されるよう引き続き注視してまいります。

皆様のご意見やご感想をお聞かせください。お待ちしております。

討議資料

参議院議員 進藤金日子事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室
電話：03-6550-0719 FAX：03-6551-0719

毎日の活動については、進藤金日子オフィシャルサイトをご覧ください。
<https://www.shindo-kanehiko.com>